

横浜市立

日野中央高等特別支援学校

二つ橋高等特別支援学校

若葉台特別支援学校知的障害教育部門高等部

令和6年度入学生徒募集要項について

横浜市教育委員会

高等特別支援学校等の 教育方針・教育課程について

高等特別支援学校等の教育方針

職業教育を中核とした高等部教育を行い、
卒業後の企業就労等を目指す教育方針



- 知的障害特別支援学校高等部の
教育課程による教育
- 企業就労（障害者雇用）等による
自立と社会参加を目指す教育

横浜市立高等特別支援学校等を 志願するにあたって

高等特別支援学校等に
共通した教育方針



3校それぞれの
教育課程の特色

学校見学会、ホームページ等
を活用して、

十分な把握・理解をお願いします



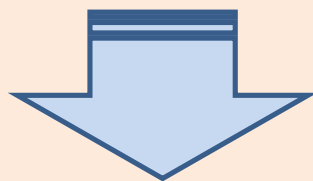
志願資格要件(1)～(5)を満たしていること

横浜市立高等特別支援学校等を 志願するにあたって

前提として…

高等特別支援学校等の教育方針に
十分な理解を示していること

志願資格要件(1)～(5)を満たしていること



当該校の教育課程の履修が可能であるか
志願先校が選抜検査で様々な面から判断

募集要項について

1 志願資格

志願資格を有する者は
次の要件(1)から(5)を
すべて満たした方とします。

「志願資格の要件」

(1) 軽い知的障害等がある者

※療育手帳（愛の手帳） B2を
取得できる程度の者

※主たる障害が知的障害であること

「志願資格の要件」

(2) 保護者(親権者又は後見人等をいう。以下同じ)と同居している者で、令和6年4月1日現在及びそれ以降も横浜市内に住所を有し、かつ、入学後も引き続き横浜市内から通学することが確実な者

注：志願時に横浜市外に居住している者については、別に定める。



※出願書類に「念書」「学区外受験許可書」(第2号様式、第14号様式)を添付する

「志願資格の要件」

(3) 令和6年3月31日までに中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校中学部、又は外国での中学校相当の教育課程（以下「中学校等」という。）を卒業もしくは修了見込みの者、又は令和5年3月以降に卒業したと認められる者

※ただし、国公立高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校等高等部及び高等専門学校に在籍している者・在籍していた者を除く。

「志願資格の要件」

(4) 公共交通機関等を利用して、自力での通学や校外における学習活動への参加が可能な者。

(5) 志願相談を済ませた者

2 志願相談

横浜市立高等特別支援学校等を志願するものは、必ず事前に志願相談を済ませます。

- (1) 日程 令和5年8月下旬～10月上旬(土日を除く)
(学校ごとに日程が異なります)
- (2) 時間 事前に相談申込を受け付けて日時を決定する
(1組 約20分間)
- (3) 場所 日野中央高等特別支援学校
二つ橋高等特別支援学校
若葉台特別支援学校
- (4) 対象者 志願予定者本人とその保護者、担任・支援者等の同席可

2 志願相談

(5) 必要書類 志願相談用資料(当日保護者が持参)

(6) 申込み 各中学校等より申込み。

学校ごとに申し込み方法が異なります

締め切り7月6日(木)

*申込み時点の**第一希望校**で志願相談を済ませることとします。1校で済ませていれば、3校いずれかに志願することが可能です。

*療育手帳(愛の手帳)を取得している場合は当日持参してください。

3 募集校および募集人数

- (1) 横浜市立日野中央高等特別支援学校
高等部 第1学年 64名程度
- (2) 横浜市立二つ橋高等特別支援学校
高等部 第1学年 48名程度
- (3) 横浜市立若葉台特別支援学校
知的障害教育部門
高等部 第1学年 28名程度

4 志願手続

(1) 志願の範囲

1の志願資格を有する者であって、かつ志願時において令和5年度入学者選抜における国立、公立、私立特別支援学校の合格者になっていない者とします。

4 志願手続

(2) 手続き

志願期間中に、次の書類を**志願者本人と保護者**が**直接来校して提出**します。なお、郵送による出願は受け付けません。

① 志願資格確認書 (第1号様式)

保護者及び在籍校(出身校)が作成

② 入学願書 (第3号様式)

本人又は保護者が作成

③ 個人票 (第4号様式) 保護者が作成

* ①～③の各様式については、生徒募集説明会で配付します。(9月29日予定)

4 志願手続（志願期間）

① 志願期間

令和5年10月23日（月）～10月25日（水）

② 受付時間 AM 10:00～12:00

PM 13:00～15:00

③ 志願先

志願する横浜市立高等特別支援学校等

④ 志願状況結果

10月26日（木）中に、横浜市ホームページ上にて志願者数を公表します。

4 志願手続

(3) 令和6年度

入学生徒募集説明会（保護者対象）

3校合同で開催します。

日時 令和5年9月29日(金)

会場 港南公会堂

時間 14時受付開始

14時30分～15時30分

4 志願手続

(4) 外国につながる者等の受検方法等について

外国につながる者等の志願者のうち、受検方法等について市教育長の承認を受けようとする者は前記(2)のほか、受検方法等申請書(第11号様式)を志願先の高等特別支援学校等の学校長に提出しなければならない。



まずは、担任に相談を

中学校での合理的配慮を参考にしますので
個別の指導計画等も併せてご提出いただきます。

【志願資格確認書（第1号様式）】

保護者及び在籍校または出身校で、次の内容を確認して記入します。

☆確認項目

- ① 「軽い知的障害等がある者」について
- ② 「横浜市内に住所を有し、
保護者と共に居住する者」について
- ③ 「志願相談を受けている者」について

【志願資格確認書（第1号様式）】

①「手帳の取得状況」について

ア 令和5年9月30日現在

「療育手帳（愛の手帳）」を取得している
場合



初回交付年月日、等級、次回判定
年月を記入する。

【志願資格確認書（第1号様式）】

①「手帳の取得状況」について

イ 令和5年9月30日現在

「療育手帳（愛の手帳）」を取得していない場合



(A) (B) のどちらかの田中ビネー式発達検査の結果を記入します。

(A) 横浜市特別支援教育総合センターにおける、令和2年(2020年)4月1日以降の検査結果

(B) 児童相談所における令和2年(2020年)4月1日以降の検査結果

【志願資格確認書（第1号様式）】

②、③について

- ② 志願者が保護者と共に居住している
現住所を記入する。

横浜市外在住の受検者については、
該当欄に転居予定住所と転居予定期
日を記入の上、「念書」（第2号様式）、
「学区外受検許可書」（第14号様式）
を添付する。

- ③ 志願相談を受けた日を記入する。

5 在籍又は出身校の校長が行う手続き

(1) 志願資格確認書（第1号様式）について。

次の記載内容を確認した上で、承認印欄に押印し、志願者本人又は保護者に交付します。

- 「軽い知的障害等がある者」について
- 「横浜市内に住所を有し、保護者と共に居住する者」について
- 「志願相談を済ませた者」について

5 在籍又は出身校の校長が行う手続き

(2) 調査書(第5号様式)を作成し、志願先の横浜市立高等特別支援学校等に在籍校から持参又は郵送により提出する。

提出期間

令和5年11月7日(火)~9日(木)

受付時間 持参の場合16:00まで

※記載事項のチェックを行ってからご提出下さい。

7 選抜検査

(1) 検査期日

令和5年12月6日(水)、12月7日(木)

(2) 検査会場

志願した横浜市立高等特別支援学校等

(3) 検査内容

横浜市立高等特別支援学校等での学習や学校生活について理解し、入学の意欲を判断するための適性検査を実施

※検査項目の概要及び出題例は、横浜市のHPに掲載

7 選抜検査

(4) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により適性検査の一部又は全部を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として次のとおり追検査を実施します。なお、追検査の方法等に関し必要な事項は、教育長が別に定めます。

* 追検査日時・場所

令和5年12月13日(水) 時刻 後日通知します

横浜市特別支援教育総合センター

8 結果発表

(1) 発表期日

令和5年12月14日(木)

13:00~14:00

(2) 発表会場

志願先の高等特別支援学校等

(3) 結果通知書・発表当日に本人に配付

(受検票による本人確認を行います。当日は
本人のみ・保護者同行どちらでも可)

9 募集人数を志願者数が下回った場合（以下定員割れ）の対応について

高等特別支援学校等において
定員割れが生じた場合



後期選抜の実施（令和6年1月）

9 募集人数を志願者数が下回った場合（以下定員割れ）の対応について

(6) 横浜市立特別支援学校高等部(知的障教育部門)令和6年度入学者選抜を出願した者

又は、

令和6年度神奈川県立特別支援学校高等部(知的障害教育部門)の一次募集(前期選抜)を出願した者のうち、**入学が決まらなかった者**

9 募集人数を志願者数が下回った場合（以下定員割れ）の対応について

予定日時

- 志願相談期間：12月21～22日
- （受付12/19、20）
- 検査日：1月18日
- 追検査日：1月24日
- 結果発表：1月25日

（高等特別支援学校等で志願相談を済ませている場合は、この期間の志願相談は必要ありません。済ませていない方は志願相談を行います）

10 その他

この募集要項に定める提出書類について、重要事項の誤記その他事実と反する記載が合格後に判明した場合は、入学を許可しないことがあります。